

の不正そのものであり、立法府が事実関係をただすことについては、与野党を問わず、その機能の発揮であり、異論はないはずだと思います。その場こそ、行政監視機能を有する立法府であり、まさにこの行政監視委員会ではないでしょうか。

行政監視委員会は、参議院改革によって設置された委員会でございます。参議院に本委員会が設置された理由と設置に至る経緯について、参議院の事務次長に伺います。

○参考人（岡村隆司君） お答えいたします。

平成七年八月、参議院改革協議会の答申に基づき、参議院の調査会の一つとして行財政機構及び行政監察に関する調査会が設置され、同調査会では、時代の変化に対応した行政の監査の在り方をテーマとして調査が進められました。

同調査会は、平成九年六月、参議院に期待される行政監視機能を向上させるため、オンブズマン的機能を備えた行政監視のための第一種常任委員会を設置し、委員会自らが積極的に国政調査権を活用すること、また、調査に当たっては総務省が行う行政監察等を活用することなどを内容とした調査報告書を取りまとめ、議長に提出いたしました。

行政の役割が法律の誠実な執行にあるとすれば、国会における行政監視とは、行政の誠実ではない活動、つまり行政による不正あるいは不当な活動を国会でただすことであると思います。近年の公文書改ざん、障害者雇用水増し、統計不正は行政

員会が設置されたところでございます。
以上でございます。

○吉川沙織君 今、本委員会設置に当たっては、設置目的を達成するため、今の事務次長の答弁の中にもありましたけれども、総務省が行う行政監察、すなわち現在では総務省行政評価局が行っている調査結果を活用するものとされており、今後、行政監視機能をこの立法府において強化していくに当たり、行政評価局調査の役割は重要だと思います。総務省は、ほかの省庁より一段高い立場で勧告機能を有しています。しかしながら、その機能が十分に活用されているかについては改めて振り返らなければならないとも思います。

平成二十二年九月十日、総務省は、貸切バスの安全確保対策に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を行っています。勧告事項の一つに、交替運転者の配置指針の見直しがありました。二回フオローアップが行われたと承知していますが、約半年後に行われた第一回目のフオローアップにおいて、この勧告事項に対し、国交省は総務省に対してどのように回答しているか、評価局長に伺います。

○政府参考人（讚岐建君） お答えいたします。

これを受けて、各会派協議の上、平成九年十二月、国会法及び参議院規則が改正され、平成十年一月十二日、第百四十二回国会の召集日に行政監視委員会における乗務距離の上限値、一日六百七十キロ

を運転者に与える生理学的影響を踏まえたものに改定する必要があると勧告したところであります。

平成二十三年五月の一回目のフォローアップで

は、国土交通省から、乗務距離による交替運転者の配置指針についての効果及び問題点等の検討、勉強会の取りまとめが平成二十三年度上期に予定されているため、その結果を踏まえて指針の妥当性を検証し、必要な対応を検討することとしているとの回答を受けているところであります。

○吉川沙織君 一回目のフォローアップは勧告が行われてから半年後に行われて、今評価局長から御答弁ありましたとおり、勉強会、検討会が開かれたということでございました。

では、勧告事項である交替運転者の配置指針の見直しは国交省においていつ行われたのか、国土交通副大臣に伺います。

○副大臣（大塚高司君） 御案内ございましたように、国土交通省が平成二十年六月に策定をいたしました貸切りバスの交替運転者の配置指針に対しまして、平成二十二年九月十日、総務省から貸切バス安全確保対策に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告が国土交通省に対してなされました。

この勧告におきまして、貸切りバスの安全運行に資する観点から、交替運転者の配置基準における乗務距離の上限値につきまして、乗務距離が運

転者に与える生理学的影響を踏まえたものに改定する必要があるというふうにされておるところです。

この勧告を踏まえまして、平成二十四年七月、

一日実車距離の上限を原則四百キロメートルとする夜間の高速ツアーバスの交替運転者の配置基準を策定をいたしまして、その後、平成二十五年八月までに、夜間に加えて昼間の運行を含む全ての貸切りバス、高速乗り合いバスにつきまして配置基準を策定をしておるところでございます。

この配置基準の遵守を事業者に対しまして徹底することなどにより、引き続き、過労運転の防止に当たつてまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 総務省行政評価局は国交省に対して勧告を出していました。しかしながら、勧告事項であった交替運転者の配置指針の見直しが行われなかつた間に関越道高速ツアーバス事故が発生をしました。事故原因は、運転手の過労による居眠りとされています。

政務レベルで対応を加速化させることになり、事故後の平成二十四年五月二十一日、加賀谷総務政務官から当時の国土交通政務官に対して、平成二十二年の勧告、特に交替運転者の配置指針の見直しについて検討を加速されたい旨、早期対応の申入れを行つたと承知しています。その結果、今

国土交通副大臣から御答弁いただきましたとおり、

事故後に配置指針の見直しが行われました。勧告から実に二年近くたつてきました。

総務大臣は、総務省設置法第六条に基づき、勧告の権限を有しています。しかしながら、各大臣

が行政事務を分担管理するのが原則であり、貸切りバスの安全性が問題視されていることは十分認識をされていても、総務省の勧告を即改善方策に結び付けることの難しさというものを痛感しました。

私は、加賀谷総務政務官と一緒に六年、総務委員会でずっと御一緒しておりましたので、このときの事故のこと、行政評価局の勧告のこと、忘れていません。

行政評価局が重要な勧告を行つても改善が難しい事案もあることを踏まえ、立法府として、行政評価局調査によって把握された行政運営の実態を重く受け止め、勧告が着実に改善措置に結び付いているか注視していくことが行政監視機能を果たしていく上で必要ではないかと思います。

その行政監視機能を担う本委員会の調査実績を測る数字の一つとして、委員会の総開会時間数が考えられると思います。本委員会の暦年ベースの総開会時間数について、先ほど事務次長から、この委員会が設置されたのは平成十年と伺いました。

平成十年から約二十年たつて、平成十年から五年ごとの平均、すなわち、平成十年から

十四年、十五年から十九年、二十年から二十四年、二十五年から二十九年の開会時間について、事務次長に伺います。

○参事（岡村隆司君）お答えいたします。

行政監視委員会の年平均開会時間数のお尋ねでございますが、平成十年から十四年の五年間では年平均二十七時間三十二分、平成十五年から十九年までは十七時間十二分、平成二十年から二十四年までは十四時間三十一分、平成二十五年から二十九年までは四時間二十一分となつております。

以上でございます。

○吉川沙織君 今、総開会時間数、五年平均で御答弁いただきましたけれども、五年ごとの平均で比較をすると、平成二十五年から二十九年は四時間ちょっと、突出して少ないです。個人的には私自身の二期目とも重なる時期ですが、第二次現政権と完全に重なっています。つまり、平成二十五年以降は本委員会の活動が極端に低調であり、平成三十年、去年に至つては開会時間たった十五分と承知しておりますし、こういった質疑の時間もゼロでした。本年は、今回がようやく一回目の委員会で、質疑時間はおよそ三時間にとどまっています。定期的な開会や質疑によって行政の不正不当な活動をただすことこそで立法府の行政監視機能を果たしていくことが私は必要だと思っています。

本委員会は、調査の結果として、行政監視や行政評価に関する決議を行つてきました。
そこで、本委員会設置後の二十年を前半と後半に分けて、前半の平成十年から十九年、後半の平成二十年から二十九年でそれぞれの決議数について、参議院事務次長に伺います。

○参事（岡村隆司君）お答えいたします。

行政監視委員会における委員会決議の件数のお尋ねでございますが、平成十年から十九年までの期間では七件、平成二十年から三十一年までの期間では一件となつております。

以上でございます。

○吉川沙織君 委員会が開かれていない以上、決議も難しいんだと思うんですけども、前半では実に七件、後半ではたつた一件の決議しかこの委員会、行えていません。

四年前のたつた一件、本委員会の活動が極端に低調になつてから行われた四年前の決議は、本会議で全会一致で決議されており、難しい状況の中で決議された重い決議だと思います。それだけ重いものだと私は強く思っていますけれども、平成二十七年七月の政策評価制度に関する決議では、第一項で、「事前評価においては、政策の効果と政策費用の的確な把握を徹底するよう、最大限努めること」とされています。

規制の事前評価において政策費用については、

規制の事前評価書というのがあるんですが、そこに何と書いてあるかといいますと、「「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭化された上で推計することが求められる。」と

規制対象者及び行政官庁に生じる事務作業が少なからず想定されるにもかかわらず定量化しようと書いてあるのに、見積りすら放棄しているようなものもここのことろ散見をされます。規制の事前評価の現状と改善方策について大臣の見解を伺います。

以上でございます。

○国務大臣（石田真敏君）規制の政策評価につ

きましては、費用や効果の定量化が不十分等の課題が見られたことから、政策評価に関する基本方針及びガイドラインを改正をいたしまして、平成二十九年十月から施行したところですが、政府全体の状況としては、なお定量化がなされない評価書がまだまだ多い状況でございます。

こうした状況を踏まえまして、今後、各行政機関において、費用や効果の定量化の定着等を含め、規制の評価の質の向上に向けた地道な努力を積み重ねていく必要があるところであります。総務省としては、各行政機関が実施した規制評価の点検活動を通じた個別の改善点の指摘、定量化がなされている評価書の推奨事例や同様の海外事例の収集、普及啓発、定量化の作業を実際に体験でき

る演習型研修などを着実に実施してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 先般、委員会でもこの規制の事前評価書については取り上げたところでござります

けれども 参議院の決議の第六項では、一 総務省の客觀性担保評価活動については、政策評価制度全体の質の向上に大きな役割を果たすことが期待されており、今後とも、政策評価法第十二条及び政策評価に関する基本方針の趣旨を十分勘案し、

一段の見直し・改善に努めること。」としており
今大臣からも御答弁ありましたけれども、政策費
用を適切に算出していない例については、例えば
行政評価局が第三者的な立場から客観的に再評価
することも必要ではないかと思います。

今取り上げたこの決議を行うなど、本委員会は行政監視や行政評価に関する調査に極端に活動が低調になる中でも取り組んできているところですが、昨年六月、参議院改革協議会報告書「参議院における行政監視機能の強化」が取りまとめられています。参改協報告書に掲げられている新たな行政監視サイクルの構築の具体化について、改選後の新たな行政監視サイクルの始動に向けた事務

○参事（岡村隆司君）　お答えいたします。

参議院改革協議会の報告書には、「行政監視委員会の活動を支えるスタッフの育成、外部人材の

活用も含めた充実・強化についても、所要の措置を講ずる。」との記載がござります。

これを受けて、まずは、本委員会の活動を支える
調査室のスタッフの充実強化に努めてまいります

また、調査室においては、本年二月より受付を開始した行政に対する苦情の分析等のほか、行政監視リーフレットを始めとした配付資料の拡充を通じて所属委員の先生方への情報発信を強化しております。

今後も、本委員会の行政監視機能の充実強化を図るため、必要かつ十分なサポート体制の構築に取り組んでまいります。

以上でござります

会報告書の中で、行政監視機能、この委員会の通年的な活動というのが示されています。それは、この夏の改選後本格的に始動をすることです。ざいますので、今、参議院事務局事務次長から答弁いただいた内容がしつかり整えられて、行政監視機能をこの委員会で發揮できるような形には是非していただきたいと思います。

この委員会、冒頭に総務大臣と行政評価局長から説明を聴取しました。この説明聴取にもあります。したけれども、行政評価局は、今年三月八日に賃金構造基本統計問題に関する緊急報告を公表しておられます。

平成二十九年十二月二十六日に発覚した経済産業省の統計不正を機に、一年半前から私は統計行政について質疑で取り上げてまいりました。三月二十五日の予算委員会でも答弁を求めたところですが、賃金構造基本統計同様、平成二十九年一斉点検の段階でも問題はあつたが各府省から報告がなされず不適切な処理が続いていた事案について件数を総務省に伺います。

○政府参考人（横田信孝君）　お答えいたします。

報告漏れが明確となつております賃金構造基本統計、これを含めまして、前回の点検漏れと見られるものにつきましては、十一の基本統計で十六件ございます。

○吉川沙織君　前回の点検漏れと見られるものが十六件、十一基幹統計ということでしたが、統いて、平成二十九年の統計の一斉点検以降に、二十九年の点検以降に不適切な処理が始まつた統計数について伺います。

○政府参考人（横田信孝君）　お答えいたします。

平成二十九年の点検の後に新たに不適切な取扱いがなされるようになつた事案につきましては、これは三統計、三つございます。

○吉川沙織君　三統計、三つとありましたが、これ、どこの省庁ですか。

○政府参考人（横田信孝君）　経済産業省所管の統計でございます。

○吉川沙織君 平成二十九年一斉点検が行われたきっかけというのは経済産業省の一般統計の不正だつたんですけど、平成二十九年に一斉点検して、その後新たに不適切な取扱いが始まった所管も経済産業省だつたということなんですねけれども。

平成二十九年一斉点検において、賃金構造基本統計における不適切な処理がその時点で明らかになつてさえいれば、毎月勤労統計の事案を待たずとも、統計の不適切な処理を是正する端緒となつた可能性もあると思います。

行政評価局の賃金構造基本統計問題に関する緊急報告では、平成二十九年統計一斉点検において厚労省が、まあ私は虚偽と思っていても、虚偽の回答を行つたことにつき、冒頭で説明聴取をしたこの緊急報告ではどのように報告をされていますか。総務省に伺います。

○政府参考人（讃岐建君） 行政評価局が行いました賃金構造基本統計問題に関する緊急報告では、平成二十九年の一斉点検についてであります。厚生労働省では、賃金構造基本統計調査について、バー、キャバレー、ナイトクラブを調査対象から除外していることを把握したが、問題のある場合のみ報告することとなつていたため、当時の賃金福祉統計室長の判断により特段問題なしと報告しているとしております。

○吉川沙織君 報告をする担当者が特段問題ない

と思っていたから問題なしと報告をされて、結局先送られてしまつたということですが、これ、結果、その担当者、報告をする担当者が特段問題ないと思つていて、平成二十九年一斉点検では統計委員会や総務省がこれを見抜けず、結果として問題が二年先送りされた側面がないとは言えないと思います。

本年一月の基幹統計の緊急点検についても、平成二十九年の一斉点検と同様、各府省による自己点検という手法を取っていますが、これ、実効性というか、確実に虚偽でないという担保はどうやって取るんでしょうか。大臣に伺います。

○国務大臣（石田真敏君） 統計への信頼回復に向けた検証を進める上では、各府省の誠実な対応が前提として不可欠でございまして、このため、各府省に対しまして閣僚懇談会等において協力を要請をしておりまし、また、部局長級である統計幹事のリーダーシップと責任の下で点検が実施されているところであります。

さらに、平成二十九年の点検の際とは異なりまして、各府省による自己点検の結果を総務省が確認するだけでなく、統計の信頼回復に向けまして、第三者機関である統計委員会に新たに設置をされました点検検証部会におきまして、書面調査やヒアリングも行いつつ、徹底した検証を進めていた

員会からの要請に応じまして事務局体制を大幅に拡充するとともに、品質管理や情報システムの専門家を専門委員として任命したところでございます。

こうした措置によりまして各府省から提出された報告の正確性の担保を図つておるわけでございまして、各府省においても誠実に対応されていると認識をいたしております。

○吉川沙織君 平成三十一年二月十九日、統計委員会の点検検証部会は、部会運営に当たつての基本方針というのを定めています。ここにも、各府省から誠実に提供された情報を基に点検検証を行ふとの方針を決定しておられます。誠実に提供、これ、大臣も三月十二日の参議院総務委員会で「誠実に対応いただけるものと認識」と答弁されているんですけども、どうも誠実じやないような気がするので伺つたわけですが、改めて、行政評価局の緊急報告の方に戻ります。

緊急報告では、基幹統計の点検を各府省に依頼した総務省政策統括官室統計基準担当の問題点についても、同じ省内にはなりますけど指摘をしています。どのような問題がありましたでしょうか。

○政府参考人（讃岐建君） お答えいたします。御指摘の点につきまして、平成三十一年一月の基幹統計の点検に際して総務省政策統括官室統計基準担当が各府省に示した一月十六日当初の実施

要領が、意図した点検作業を十分に確定できている内容ではなかつた面があり、その結果、各府省から問合せなどにより、当初作業の締切りとした一月二十二日以後も追加的に点検すべき事項について通知することが必要となつた、このような状況から、最終的な点検内容の的確性には影響を与えないとしても、手順の問題として、多くの部署における一斉の作業を行う上では改善の余地があつたと考えられるとの指摘を行つてあるところであります。

○吉川沙織君 評価局の緊急点検では、今年の点検依頼時において、今答弁ありましたとおり、総務省政策統括官室統計基準担当が意図した点検作業を確定できず、五月雨に追加の作業を通知しているということが指摘されています。

二年前に経産省の統計不正を取り上げたときにも、統計部局の人員が低減傾向であることを確認し、体制の充実は求めていたんですけども、では、今年一月にこの緊急点検を行つた際の当該部局の体制は十分だったのかということは確認をしておきたいと思います。

そこで、本年一月の基幹統計の緊急点検に当たつての、そのときその時点での人員数について伺います。

○政府参考人（横田信孝君）お答えいたします。

本年一月の基幹統計の点検におきましては、五

十六の基幹統計について各府省において点検を実施し、総務省において取りまとめたものでございます。これにつきましては、九名、九人の体制で実施したところでございます。

○吉川沙織君 基幹統計において相当数の不適切な事例が把握をされ、一般統計についても検証するものとされたことを受け、点検検証部会が統計委員会に設置をされ、事務局についても政府統計検証チームが発足したと承知しています。

そこで、今の人員数、人員数だけで結構です、お答えください。

○政府参考人（横田信孝君） 本年一月一日に政府統計検証チームを立ち上げたところでございます。これにつきまして統計委員会の点検、検証を支援しているところでございます。体制としては三十一人ということでございます。

○吉川沙織君 九人から三十一人まで増えたといふことですが、これ、二年前の統計の一斉点検時は、今年一月にこの緊急点検を行つた際の当該部局の体制は十分だったのかということは確認をさせておきたいと思います。

そこで、本年一月の基幹統計の緊急点検に当たつての、そのときその時点での人員数について伺います。

○政府参考人（横田信孝君）お答えいたします。

そこで、先週十六日、その点検検証部会で一般

統計調査の点検結果を公表したことですが、不適切な事案はどのくらいありましたか。数だけで結構です。

○政府参考人（横田信孝君） 一般統計調査の点検結果におきましては、結果数値に誤りがあったものが十六調査、その他手続上の問題などが報告されたところでございます。

○吉川沙織君 今般の一般統計の点検は、基幹統計に準じて、各府省自己点検、先ほども指摘しましたけれども、自己点検の結果について統計委員会が報告を受けるという、こういう形式が取られています。不適切な処理の内容としては平成二十九年点検と同様の傾向であるという、数も少し曖昧でしたし、報道によりますと、政府統計、六割強に問題というようなこともあります。前回同様自己点検という手法ですから、信頼性の高い結果なのか、二年前からこの問題を取り上げてきた者の一人として疑問を抱かざるを得ません。

各府省自己点検の結果、この結果、総務省として信頼しているということでおいんでしようか。○政府参考人（横田信孝君） 先ほど来大臣からございましたように、各省においてしっかりとやっていただいているということで、それを前提に作業をしていくということでございます。

○吉川沙織君 これからしっかりと立法府の立場から見ていきたいと思いますけれども、さつき大臣

もおつしやつっていましたけれども、再発防止策、今月中に素案で六、七月に第一次の再発防止策とおつしやいましたが、本当にこの再発防止策で各府省それぞれが自らを監視することができるのかということは、甚だ私は疑問に思っています。

なぜなら、平成二十九年点検の発端となつた経済産業省、二十九年の点検以降新たな取扱いがなされるようになって、不適切な統計は三つで、全部が経済産業省です。その経済産業省でも、ちゃんととした再発防止策、読めば立派なことを書いています。作ったのに、結局、その点検以降に不適切な取扱いが行われたのはその経済産業省だけでした。このようなん末を見れば、平成二十九年点検と経産省の再発防止策が実効性に欠けるものであつたことは明白であると言わざるを得ません。この例を踏まえますと、司令塔の役割を担う統計委員会が各府省における再発防止策の徹底について専門的かつ中立公正な第三者の立場から検証していく必要があると考えられます、評価局の緊急報告において、委員会を補佐する総務省政策統括官室統計基準担当について課題が指摘されるなど、補佐体制が十分であるのかという問題も検証する必要があると思います。

統計委員会の監視機能と委員会を支える補佐体制の強化の必要性について、所管をする総務大臣に伺います。

○国務大臣（石田真敏君） 現在、統計委員会の点検検証部会におきまして、P D C Aによるガバナンスの確立、分析的審査体制の確立、誤り発見時等の対応ルール策定などを柱とする第一次の再発防止策が審議されておりまして、統計委員会での審議も経て、六、七月には取りまとめていたただけると聞いておるわけであります。今後とも政府統計の信頼性や利便性を確保していくためには、統計整備の司令塔たる統計委員会及びそれを支える体制の機能が十全に發揮していくことが必要であると考えております。

政府といたしましては、これまでも、申し上げましたけれども、厚生労働省の特別監察委員会の報告書、あるいは行政評価局の賃金構造基本統計問題に関する緊急報告などを取りまとめてきたところではございまして、点検検証部会の再発防止策の結論を得た上で、御指摘の統計委員会の機能の発揮を含めまして、今後の統計全体を考えしていく中で総合的な対策を検討してまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 この再発防止策取りまとめる中で総合的にやつていただきたいという御答弁でしたけれども、この再発防止策がまとめられたらもう二度とこのようなことは起こらないと大臣はお考えでしょうか。お考えだったら、そのお考え、少し伺いたいです。

○国務大臣（石田真敏君） この総合的な対策の取りまとめに当たりましては、先ほど申し上げましたように、今までの報告書あるいは国会でもいろいろ御審議いただいたこと、そういうことを専門家も交えてきらつと考えていかなければならぬと思つておりまして、我々としては、それによつて二度とこういうような誤りが生じないようにしていきたいと考えております。

○吉川沙織君 今、大臣、誤りとおつしやいましたけれども、厚労省の毎勤統計なんかは不正そのものです。その不正や不当な活動、あつたら事実関係をただして検証して再発防止をするのがこの立法府の行政監視の役割だと思っております。

今回の質疑は、冒頭、総務省から説明聴取いたしましたとおり、賃金構造基本統計問題に関する緊急報告を取り上げつつ、評価局の調査結果から推測できる問題点や課題を指摘しました。このように、行政上の課題をこの立法府の場で解き明かし改善することこそまさに行政監視機能であり、立法府の役割ではないのかと思ひます。参議院議員の定数増を行いたいから、その理由付けに参議院の行政監視機能強化をうたうのではなく、日頃の活動として位置付け、委員会を定期的に開き、議論するべきだと思います。そのために、テーマを決めてもいいですし、評価局の調査結果を取り上げて多角的に議論するのも、行政監視機能を発

揮するためには私は有効だと思っています。

この行政評価局の調査については、本省の調査、勧告もさることながら、地方の管区行政評価局の調査や取り上げるテーマにも目をみはるものがあります。

例えば、今年三月二十五日には、近畿管区行政評価局が二府五県の道の駅百五十駅を対象に調査した結果を公表し、国交省近畿地方整備局に改善措置を講ずるよう通知しています。勧告は大臣同士でないとできませんので通知ということになつていてもかかわらず、停電時に二十四時間利用できる対策が講じられている施設が約五%にとどまっていること、非常用電源等の防災設備をいつも備えていない駅が六割以上であつたこと等を踏まえたものですが、国交省はこの通知を受けてどのような改善を取つておられるか、副大臣に伺います。

○副大臣（大塚高司君） 先ほどお話をございましたように、今年三月に、近畿管区行政評価局から近畿地方整備局に対しまして、道の駅における防災訓練等の先進事例等の情報を市町村に提供し、その取組を推進すること、また、国が整備した道の駅におきまして情報提供設備等の防災設備の有効な利活用や適正な管理を実施することなどの改善意見が通知されたところでございます。

これを受けまして、近畿整備局におきましては、道の駅の設置者である市町村や道路管理者から成る会議を開催をいたしまして、今回の通知内容を改めて周知するとともに、防災協定の締結やマニュアルの作成、そして防災訓練の事例等の情報提供を行い、防災機能の強化をしていただくよう促してまいります。また、国が設置している道の駅につきましては、指摘を受けました防災設備の不具合の解消や有効活用等につきまして、順次改善するよう取り組んでいるところでございます。

国といたしましても、道の駅の防災機能強化等につきましても、道路管理者や、そして道の駅の設置者と連携をいたしまして取り組んでまいりたいと考えております。

○吉川沙織君 今、国土交通副大臣から御答弁いただきました。これ、近畿のみならず、この通知の内容を是非全国に横に展開をして、全国の道の駅の防災体制を見直す必要も私はあると思っております。

本日は、参議院創設七十二年目のその日です。五月二十日が、第一回国会で参議院が誕生した七十二年前の今日がその日です。議会の先人に思いをはせるとともに、私自身も、立法府に身を置く議会人の一人として、これからも立法府側からしつかりと行政をただしていく、そういう立場で質問を重ねていくことができればと思っていますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

われているときに、国全体として備蓄食料の有効活用について検討すべきと思われ、例えばすればれども、このような調査結果を本委員会においても活用し、行政運営の改善につなげてはいかがかと思います。